Ｊ０９３　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　92,460点
Ｊ０９４　削除
Ｊ０９５　複合組織移植術　19,420点
Ｊ０９６　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　127,310点
Ｊ０９７　粘膜移植術
１　４平方センチメートル未満　6,510点
２　４平方センチメートル以上　7,820点
Ｊ０９８　血管結紮術　3,750点
Ｊ０９９　動脈形成術、吻合術　21,700点
Ｊ０９９－２　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置　16,640点
注　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ１００　血管移植術、バイパス移植術
１　頭、頸部動脈　55,050点
２　その他の動脈　30,290点
Ｊ１００－２　中心静脈注射用植込型カテーテル設置　10,800点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、300点を所定点数に加算する。
２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ１０１　神経移植術　23,520点
Ｊ１０１－２　神経再生誘導術　21,590点
Ｊ１０２　交感神経節切除術　26,030点
Ｊ１０３　過長茎状突起切除術　6,440点
Ｊ１０４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
１　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
２　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
３　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
４　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
注　口腔領域の腫瘍に限り算定する。
Ｊ１０４－２　皮膚悪性腫瘍切除術
１　広汎切除　28,210点
２　単純切除　11,000点
注　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合は、センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定できない。
Ｊ１０５　瘢痕拘縮形成手術　12,660点
Ｊ１０６　気管切開術　2,570点
Ｊ１０７　気管切開孔閉鎖術　1,040点
Ｊ１０８　顔面神経麻痺形成手術
１　静的なもの　19,110点
２　動的なもの　64,350点
Ｊ１０９　広範囲顎骨支持型装置埋入手術（１顎一連につき）
１　１回法によるもの　14,500点
２　２回法によるもの
イ　１次手術　11,500点
ロ　２次手術　4,500点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　１及び２のイについては、３分の２顎以上の範囲にわたる場合は、4,000点を所定点数に加算する。
Ｊ１１０　広範囲顎骨支持型装置掻爬術（１顎につき）　1,800点
注　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｍ０２５－２に掲げる広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物を装着した患者に対し、当該手術を行った場合に１回に限り算定する。

第２節　輸血料

区分
Ｊ２００　輸血
注　医科点数表の区分番号Ｋ９２０に掲げる輸血の例により算定する。
Ｊ２００－２　輸血管理料
注　医科点数表の区分番号Ｋ９２０－２に掲げる輸血管理料の例により算定する。

第３節　手術医療機器等加算

区分
Ｊ２００－３　削除
Ｊ２００－４　上顎洞手術用内視鏡加算　1,000点
注　区分番号Ｊ０８７及びＪ０８７－２に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。
Ｊ２００－４－２　レーザー機器加算
１　レーザー機器加算１　50点
２　レーザー機器加算２　100点
３　レーザー機器加算３　200点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。
２　１については、区分番号Ｊ００８（１に限る。）、Ｊ００９（１及び２に限る。）、Ｊ０１７（１に限る。）、Ｊ０１９（１に限る。）、Ｊ０２７、Ｊ０３０（１に限る。）、Ｊ０３３（１に限る。）及びＪ０５１に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
３　２については、区分番号Ｊ００８（２に限る。）、Ｊ００９（３に限る。）及びＪ０１７（２に限る。）に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
４　３については、区分番号Ｊ０１５、Ｊ０１９（２に限る。）、Ｊ０２０、Ｊ０３０（２に限る。）、Ｊ０３３（２に限る。）、Ｊ０３４、Ｊ０５２及びＪ０５４に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
Ｊ２００－５　画像等手術支援加算
１　ナビゲーションによるもの　2,000点
２　実物大臓器立体モデルによるもの　2,000点
注１　１については、区分番号Ｊ０８６からＪ０８７－２までに掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。
２　２については、区分番号Ｊ０１９の２、Ｊ０３８からＪ０４０まで、Ｊ０４２、Ｊ０４３、Ｊ０６８からＪ０７０－２まで、Ｊ０７２、Ｊ０７５及びＪ０７６に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

第４節　薬剤料

区分
Ｊ２０１　薬剤　　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。